

令和 4 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針¹に掲げた目的及び視点並びに監査事務所をめぐる環境を踏まえて、令和 4 事務年度（令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月）における監査事務所等モニタリング基本計画を策定する。

1 監査事務所をめぐる環境

（１）監査業務の動向

ア 監査におけるデジタル化の進展

- ・ 近年、社会全体のデジタル化の進展に伴い、デジタル技術を用いた監査ツールの開発・導入が進められている。具体的には、AI を用いて過去の不正事例を分析し会計不正の発生リスクを数値化するツールや、証憑突合を行うツール等が開発・導入されている。また、デジタル技術を活用した残高確認のための共通プラットフォームや、共通電子監査調書システムの整備・導入が進められるなど、監査現場においてデジタル技術の活用が進められている。
- ・ 監査のデジタル化の進展により、不正検知等における手続の実効性が向上するとともに、公認会計士が、職業的専門家としてのより高度な判断（会計上の見積り等）や、経営者との深度あるコミュニケーションにより多くの時間を割くことが可能となり、監査資源（人的資源、テクノロジー資源及び知的資源等）の効果的かつ効率的な配分を実現していくことが期待される。また、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に浸透したリモート環境下での監査とともに、監査事務所における働き方改革につなげていくべきとの指摘もある。
- ・ 一方、デジタル化の進展に伴い、サイバー攻撃による脅威が増加している。被監査会社等の機密情報を取り扱う監査事務所においては、サイバー攻撃の高度化・悪質化に適切に対応したサイバーセキュリティ対策を講じる必要がある。

1 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。
第 7 期（令和 4 年 4 月～令和 7 年 3 月）については、令和 4 年 5 月 20 日に策定・公表。
(<https://www.fsa.go.jp/cpaaoob/shinsakensa/kihonkeikaku/20220520/20220520.html>)

イ 新型コロナウイルス感染症や国際情勢が監査業務に与える影響

- 令和2年3月頃からの新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じたが、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）は、「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」等を随時公表するなどの対応を行い、また、監査事務所においても、リモート環境下での監査を実施するなどの対応を重ねてきている。
- 近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢は、グローバルに事業を展開する企業の事業活動のみならず、ロシアからの4大グローバルネットワーク²の撤退等を含め、監査業務にも影響を及ぼしている。協会は、令和4年4月、最近の国際情勢下での事象の発生を踏まえたリスク評価の修正要否の検討等に関する留意事項を整理したものとして、「2022年3月期監査上の留意事項（ウクライナをめぐる現下の国際情勢を踏まえた監査上の対応について）」を公表するなどの対応を行っている。

ウ 不適切会計事案の状況

不適切な会計処理等に関する適時開示を行った上場会社数は、引き続き50社を上回る状況が続いている。その中には、IPO準備段階から関与していた監査人が被監査会社による不適切な会計処理を発見できなかった事案で、原因として、被監査会社との関係性による職業的懐疑心の低下が疑われるものもみられる。

不適切会計の発生要因としては、海外を含むグループ会社に対する管理が十分でないなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスや内部統制の機能不全が挙げられる。

財務諸表の作成責任及び内部統制の整備・運用責任は経営者にあることは当然である。監査事務所においても、被監査会社の内部統制を評価する際には、事業の特性や企業の置かれた環境を深く理解した監査手続の実施が一層重要となっているほか、内部統制の不備を発見した場合には、被監査会社に適時に報告することが求められる。

エ 上場会社監査の担い手の変化

- 上場会社の監査においては、大手監査法人³のシェアが時価総額ペー

2 世界的に展開する会計事務所のネットワークのうち、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG 及び PricewaterhouseCoopers の4つのグローバルネットワークを指す。これらに BDO、Grant Thornton を加えたものを6大グローバルネットワークという。

3 審査会では、監査事務所をその規模に基づき、以下の3つに分類している。

スで9割を超える状況が続く中、上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超え、また、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が大勢を占める状態が続いている。

交代の要因については、被監査会社側におけるものとして、監査報酬、継続監査期間、自社の事業規模との均衡等を踏まえた監査人の見直しが挙げられる。また、監査事務所側における要因として、大手監査法人におけるクライアント・ポートフォリオ（監査関与先の構成）の見直し等が挙げられる。

このように、上場会社監査の担い手の裾野が広がる中、中小規模監査事務所を含め、上場会社監査の担い手全体における監査の品質の確保・向上が急務となっている。また、交代に当たっては、「監査人の交代」（監査基準委員会報告書900）に従い、前任・後任監査人間での引継等が適切に行われる必要がある。

- ・ 令和3年1月から同年12月までの期間における新規上場会社数は125社と、前年を上回っており、新規上場監査においても、準大手監査法人や中小規模監査事務所のシェアが増加する傾向にある。

オ 会計・開示をめぐる動向

- ・ 収益認識との関係では、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が、令和3年4月以降に開始する年度から適用されている。監査人においては、不正による重要な虚偽表示リスクの識別・評価に当たり、収益認識には不正リスクがあるとの推定に基づく検討が求められており、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められる。
- ・ サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心が高まる中、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が、気候変動に関するサステナビリティ開示基準案の市中協議を開始するなど、国際的な開示基準の策定に向けた動きが進んでいる。サステナビリティ情報等の非財務情報については、財務情報に対する保証業務に従事してきた公認会計士が、非財務情報の保証においても一定の役割を果たすことを期待する声がある。今後、国際的な開示基準・保証基準の開発の動向を見据えながら、非財務情報に対する保証業務のあり方等に関する

-
- ・ 大手監査法人：上場会社を概ね100社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が1,000名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、有限責任監査法人トーマツ、EY新日本有限責任監査法人及びPwCあらた有限責任監査法人の4法人を指す。
 - ・ 準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人及びPwC京都監査法人の5法人を指す。
 - ・ 中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

議論が進められることが想定される。

- ・ 四半期開示については、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ（令和3年度）等において、金融商品取引法に基づく四半期報告書を廃止し、取引所規則に基づく四半期決算短信に一本化する方向での議論・検討が進められ、令和4年6月には、「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告 ―中長期的な企業価値向上につながる資本市場の構築に向けて―」が公表されている。
- ・ 令和4年5月、上場会社監査に関する法律上の登録制の導入や審査会に委任される立入検査等の権限の見直し等に関し、公認会計士法が改正された。

（２）監査の品質の確保・向上に向けた取組

ア 品質管理基準等の改訂等

近年、会計監査の品質の向上とその信頼性確保に向けた取組が継続的に進められている。

- ・ 「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和3年3月決算に係る財務諸表の監査から、上場会社等の監査報告書への記載が求められている。そのような中、金融庁は、同決算に係る監査報告書中のKAMの記載の分析のほか、「KAMに関する勉強会」における議論を踏まえ、令和4年3月、「監査上の主要な検討事項（KAM）の特徴的な事例と記載のポイント」を公表している。
- ・ 令和2年11月の監査基準の改訂により、財務諸表等以外の情報である「その他の記載内容」に係る手続が明確化されたほか、監査におけるリスク・アプローチの強化が図られた。前者については令和4年3月決算に係る財務諸表の監査から、後者については令和5年3月決算に係る財務諸表の監査から適用されることとなっている。
- ・ 国際的な品質管理に関する基準である「国際品質マネジメント基準第1号」（ISQM1、監査事務所における品質マネジメント）、「国際品質マネジメント基準第2号」（ISQM2、審査）及び「監査業務における品質管理」（ISA220）の改訂等を踏まえ、令和3年11月に、企業会計審議会総会において、品質管理基準の改訂が承認されている。改訂後の品質管理基準では、監査事務所自らが、①達成すべき品質目標を設定し、②当該品質目標の達成を阻害し得るリスクを識別・評価の上、③評価したリスクに対処するための方針又は手続を定め、これを実施するという、リスク・アプローチに基づく品質管理システムが導入されている。また、当該改訂を受け、協会は、令和4年6月、「監査事務所における品質管理」（品質管理基準委員会報告書第1号）及び「監査業務における品質管理」（監査基準委員会報告書220）の改正並びに「監

査業務に係る審査」(品質管理基準委員会報告書第2号)を公表している。

- ・ 職業倫理については、国際会計士倫理基準審議会により「職業会計士のための国際倫理規程(国際独立性基準を含む。)」が公表されている。協会は、当該公表を受け、現行の4つの関連規則・指針(「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「利益相反に関する指針」及び「違法行為への対応に関する指針」)を一本化するとともに、審査担当者等の客観性確保に関する規定の新設や報酬依存度に係る規定の改正等の内容とする、「倫理規則」の改正を予定している。

イ 監査法人のガバナンス態勢等

「監査法人の組織的な運営に関する原則」(以下「ガバナンス・コード」という。)は、平成29年3月、監査法人における実効的なマネジメント機能の促進を目的に策定されたものであり、これまでに、大手監査法人4法人及び準大手監査法人5法人のほか、中小監査法人9法人が採用している。

なお、現行のガバナンス・コードについては、金融審議会公認会計士制度部会報告において、大手監査法人を念頭に策定されていることに留意し、準大手監査法人・中小監査法人における上場会社監査の品質確保にも資するコードとなるよう、また、監査法人の規模等に応じた実効性のある規律を求めるコードとなるよう、必要に応じて、その内容に改訂すべき点がないか検討されるべきである、との指摘がなされている。

(3) 監査事務所における品質管理の現状

- ・ 審査会では、平成28事務年度の検査から、検査結果通知書に監査事務所の業務運営に関する総合評価⁴を5段階に区分して記載している(フォローアップ検査を除く。)
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人の検査結果をみると、総合評価の最上位の区分に該当するものはなく、上位2番目又は3番目の区分のいずれかに該当している。一方、中小規模監査事務所については、リスクベースに基づき検査先を選定していることなどもあり、上位3番目以下の

4 検査結果通知書の「特に留意すべき事項」は、業務管理態勢、品質管理態勢及び個別監査業務における不備の概要で構成され、これらの状況に応じて総合評価を付している。総合評価は、次の5段階に区分し、それぞれの区分ごとに次の評価文言を付している。

①最上位の区分：「良好であると認められる(総合評価：1)」

②上位2番目の区分：「改善すべき点があるものの概ね良好であると認められる(総合評価：2)」

③上位3番目の区分：「改善すべき重要な点があり良好であるとは認められない(総合評価：3)」

④上位4番目の区分：「良好でないものと認められ、業務管理態勢等を早急に改善する必要がある(総合評価：4)」

⑤最下位の区分：「著しく不当なものと認められる(総合評価：5)」

区分に、その多くが該当している。

- ・ 大手監査法人においては、品質管理の主体を本部品質管理部門から、より監査現場に近い事業部へ移していく傾向にあり、最近の検査結果をみると、本部品質管理部門と事業部との連携や、改善施策の監査現場への浸透状況・実効性の検証等が課題となっている。
- ・ 準大手監査法人においては、組織的な対応のための体制整備を行ってきたものの、品質管理部門と事業部とのコミュニケーション不足、公認会計士等でない事務職員の活用拡大や、それに伴う教育・訓練などの人材育成上の課題がみられる。また、トップを含む経営層において、品質管理の確保・向上に対する意識や、品質管理部門との連携の必要性についての認識が不十分であるなどの課題もみられる。
- ・ 中小規模監査事務所では、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築する必要性が十分に認識されていない状況、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況や、現行の監査の基準が求めている品質管理や監査手続の水準に対する理解が不足している状況がみられる。また、一部の監査事務所においては、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でない状況がみられる。
- ・ 個別監査業務においては、監査事務所の規模を問わず、会計上の見積り、不正リスク及びグループ監査に係る監査手続に関する不備が継続的に認められている。

（４）国際的な監査監督機関等の動向

審査会及び金融庁は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、東京に本部事務局を有する監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）⁵に必要な支援を行っている。IFIAR は、6 大グローバルネットワークと継続的に対話を行うほか、審査会を含む監査監督当局が実施した検査における指摘事項を取りまとめた「2021 年検査指摘事項報告書 (Survey of Inspection Findings 2021)」を公表するなど、グローバルでの監査の品質の確保・向上に取り組んできている。

⁵ 平成 18 年に設立された、監査事務所の検査等を行う独立した監査監督当局により構成される国際機関であり、事務局は東京に置かれている。当局間の協力・連携を通じ、監査の品質をグローバルに向上させることを目的としている。令和 4 年 6 月末時点で、我が国を含む 54 か国・地域の監査監督当局がメンバーとなっている。

2 令和4事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

(1) モニタリングにおいて重視する事項

本事務年度のモニタリング⁶においては、以下の事項を重視する。

ア 業務管理態勢

① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント

監査の品質を持続的に向上させるためには、トップ自らがリーダーシップを発揮し、監査の品質や職業倫理の遵守を重視する組織風土を醸成させるとともに、組織的・一体的な業務管理態勢・品質管理態勢を構築することが重要であることから、トップの姿勢を含む、経営層の認識及びそれを具体的な施策等に反映させているかなどを重点的に検証する。

② 業務管理態勢の実効性

業務管理態勢が、実効的なガバナンスと有効に機能するマネジメントの下で整備・運用され、監査の品質の確保・向上に資するものとなっているかについて重点的に検証する。特に、ガバナンス・コードを採用している監査法人については、ガバナンス・コードを踏まえて整備されたガバナンス態勢の実効性に関連して、引き続き、独立性を有する第三者を構成員とする監督・評価機関の活動状況（組織的な運営の実効性に関する評価への関与の状況、内部・外部からの通報の検証等への関与の状況）等に重点を置いて検証する。

イ 品質管理態勢

① 品質管理態勢の実効性

監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけではなく、会計不正等を見抜くような職業的懐疑心を真に発揮するものとなっているかなど、監査の品質の確保・向上に向けて監査事務所が構築した品質管理態勢が実効的なものとなっているかについて重点的に検証する。

② 品質管理基準等の改訂等への対応状況

改訂後の品質管理基準については、公認会計士法上の大規模監査法

6 モニタリングとは、検査と検査以外のモニタリングの両方を包含している。検査以外のモニタリングは、監査事務所に係る報告徴収・ヒアリング及び金融庁関係部局、日本公認会計士協会、会計監査に係る業界団体等との意見交換・連携並びに監査事務所との対話を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

人においては、令和5年7月以降に開始する年度からの適用が、また、当該監査法人以外の監査事務所においては、令和6年7月以降に開始する年度からの適用が予定されている（早期適用を妨げるものではない。）。このため、リスク・アプローチに基づく品質管理システムの導入に向けた準備・対応状況について重点的に確認する。

③ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）

監査の品質の確保・向上を図るためには、被監査会社の数、監査上のリスク等に見合った十分な監査資源を確保・育成の上、これを適切に配分することが重要である。このことに鑑み、職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組、監査報酬に係る方針を含め、監査事務所における監査資源の確保・育成及び配分の状況を重点的に検証する。

④ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等

上場会社の監査人の交代件数（監査法人間の合併によるものを除く。）は、年間で220件を超える中、大手監査法人から準大手監査法人や中小規模監査事務所への交代が引き続き大勢を占めている状況を踏まえ、上場被監査会社との監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯（大規模上場会社又は監査上のリスクの高いと思われる上場会社との監査契約の新規受嘱に係る経緯等）、新規受嘱時におけるリスク評価や監査報酬に係る決定過程等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況について重点的に検証する。

⑤ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、棚卸立会、残高確認、海外子会社に係るグループ監査等において監査上の制約が生じていることや、近時のウクライナ情勢や上海におけるロックダウンなどの国際情勢が、監査業務にも影響を及ぼしていることを踏まえ、協会公表の留意事項等（「新型コロナウイルス感染症に関連する監査上の留意事項」、「リモートワーク対応」、「2022年3月期監査上の留意事項」等）を踏まえた対応状況を重点的に検証する。

⑥ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）

監査のデジタル化の進展により、不正検知等における監査手続の実効性が向上するとともに、監査資源の効果的かつ効率的な配分が実現

していくことが期待されることに鑑み、大手監査法人・準大手監査法人へのモニタリング等を通じて、デジタル技術を活用した監査ツールの開発・導入状況等を継続して把握する。併せて、監査事務所において、サイバー攻撃の高度化等に見合った、適切なサイバーセキュリティ対策が講じられているかについて確認する。

⑦ 倫理規則の改正への対応状況

改正後の倫理規則については、原則、令和5年4月からの適用が予定されていることを踏まえ、倫理規則の改正への対応状況（審査担当者等の客観性確保や報酬依存度に係る規定の新設・改正に向けた対応状況等）を重点的に確認する。

ウ 個別監査業務

① 不正リスクに係る監査手続の実施状況

不適切な会計処理事案の発生状況等に鑑み、不正リスクに係る監査手続の実施状況（不正を実行する動機やプレッシャー、又は不正を実行する機会を与える事象や状況といった不正リスク要因の識別や、不正による重要な虚偽表示リスクの評価において、より注意深く、批判的な姿勢で、十分に職業的懐疑心を発揮しているか、また、識別したリスクに対応する監査手続を適切に立案・実施した上で、十分かつ適切な監査証拠を入手しているか）を重点的に検証する。

② 収益認識に係る監査手続の実施状況

令和3年4月以降に開始する年度から、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」が強制適用となっている中、収益認識に係る監査手続においては、十分な職業的懐疑心を保持した対応が求められていることなどを踏まえ、収益認識に係る監査手続の実施状況（収益認識には不正リスクがあるという推定に基づき、どのような種類の収益、取引形態又はアサーションに関連して不正リスクが発生するかを適切に評価した上で、評価した不正リスクに適切に対応した監査手続を立案・実施しているか）を重点的に検証する。

③ 会計上の見積り及びグループ監査に係る監査手続の実施状況

検査の結果、会計上の見積りやグループ監査に係る監査手続において継続的に不備が認められていることから、会計上の見積りに関し、見積りの不確実性の程度を勘案した上で、会計上の見積りに関する重要な虚偽表示リスクを適切に識別・評価し、経営者の仮定の合理性等に留意して、当該リスクに適切に対応した監査手続を実施しているか

などを重点的に検証する。また、グループ監査に関し、グループ財務諸表に係る適切なリスク評価に基づき、詳細な監査計画を作成しているか、構成単位の監査人が実施する作業に適切に関与しているか、当該監査人からの報告事項を評価し、必要に応じて追加の監査手続を依頼するなどして、十分かつ適切な監査証拠を入手しているかなどを重点的に検証する。

④ KAM の決定過程や監査上の対応等の記載内容

「監査上の主要な検討事項（KAM）」については、令和３年３月決算に係る財務諸表の監査から強制適用となっていることなどを踏まえ、KAM の決定過程（決定に際し、被監査会社の経営者及び監査役等との積極的なコミュニケーションが行われているか）や監査上の対応等の記載内容（KAM の決定理由に記載した要因に適合する手続又は監査アプローチの内容が具体的に記載されているか）などを重点的に検証する。

⑤ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

令和４年３月決算に係る財務諸表の監査から「その他の記載内容に関連する監査人の責任」（監査基準委員会報告書 720）が適用されていることを踏まえ、「その他の記載内容」に係る手続（「その他の記載内容の通読」、「その他の記載内容の検討及び評価」等）の実施状況を重点的に検証する。

⑥ リスク・アプローチの強化への対応状況

令和５年３月決算に係る財務諸表の監査から、改訂監査基準中のリスク・アプローチの強化が適用されることを踏まえ、監査事務所における監査マニュアルの改訂等の対応状況を確認する。

エ その他

① 非財務情報に係る保証業務への取組状況

非財務情報に対する保証のニーズや公認会計士の関与への期待の高まりがみられることから、非財務情報に係る保証業務への取組状況について把握する。

② IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況

IPO を目指す企業が成長プロセスに応じて適切な監査を受けることができる環境整備が進められているかという観点から、IPO 準備会社に対する監査業務等の提供状況を確認する。

(2) モニタリングの実施方法の検討

審査会は、令和2事務年度以降、従来の原則対面による検査の実施方法を見直しており、一部の検査において、監査事務所から借り受けたパソコンを使ってオンラインで監査調書等を閲覧する方法や、ヒアリングをオンラインで実施する方法等を導入している。審査会としては、本事務年度においても、監査事務所における監査調書の電子化等の状況を勘案の上、上記のようなリモートでの検査を実施していく。

なお、リモートでの検査の実施方法については、更なる改善に向けて、監査事務所との対話等により、継続的に検討を行っていくこととする。

3 モニタリング基本計画（検査以外の基本計画）

(1) 協会の品質管理レビューの検証及び協会との連携

- ・ 審査会は、協会の品質管理レビューの実効性の検証を行い、検証結果については意見交換等を通じて協会と共有し、監査の品質の確保・向上に向けた協会の対応等を促している。協会においては、審査会との意見交換等を通じて、通常レビューの実施頻度を短縮又は伸長するなど品質管理レビュー態勢の強化・改善に取り組んできている。
- ・ 協会の品質管理レビューと審査会の検査とは、実施体制や実施方法が異なっており、また、協会は、近年、品質管理レビューの実効性及び透明性の向上に向けた取組を継続的に実施してきているが、品質管理レビューにおいて「重要な不備事項のない実施結果」とされた監査事務所について、審査会検査の結果、その運営が著しく不当と認められる事案がみられる。協会においては、監査事務所における自主的な改善を促すとともに、品質管理レビューの一層の実効性向上を図る必要があり、審査会としては、協会との意見交換等を通じて、品質管理レビューの実効性の検証結果を共有するなど、上場会社監査事務所登録制度が法定化されたことも踏まえ、品質管理レビューの実効性の一層の向上を促していく。
- ・ さらに、審査会と協会との連携が、監査事務所全体の監査の品質の確保・向上に極めて重要な役割を果たしていることに鑑み、審査会検査と協会の品質管理レビューがそれぞれ果たすべき役割や、それを踏まえた深度ある連携について継続的に議論していくとともに、協会による中小規模監査事務所への指導・監督機能の強化を通じた監査の品質の確保・向上や、品質管理システムの検証の在り方等について議論していく。

(2) 報告徴収

ア 基本的な考え方

- ・ 我が国の監査事務所全体の監査の品質の確保・向上を促すとともに、監査事務所における適切な業務管理態勢・品質管理態勢の構築を促す観点から、監査事務所の状況や個別監査業務に係るリスクなどを適時・的確に把握する。また、監査事務所における業務管理態勢・品質管理態勢の整備・運用状況（改善措置の実施状況を含む。）について、効果的な報告徴収を実施する。なお、報告徴収の実施に当たっては、監査事務所等の負担に配慮し、検査や監査事務所等との対話で得られた情報を活用するなどして、効率的な実施に努める。
- ・ 大手監査法人及び準大手監査法人に対しては、検査の効率的な遂行の観点から、定期的に、業務管理態勢等に関する定量的・定性的な情報を徴収し、分析する。
- ・ 中小規模監査事務所に対しては、協会の品質管理レビューの結果や上場被監査会社に係る監査上のリスク等を踏まえ、監査事務所の規模や特性に応じた情報を適宜徴収し、分析する。また、中小規模監査事務所に対し、自主的な監査の品質の確保・向上を促すに当たり、検査と同等の効果が得られるよう、必要に応じて、報告内容に関するヒアリングを併せて実施する。
- ・ 中小規模監査事務所に対して検査結果として通知した問題点については、検査結果通知から一定期間経過後に、その対応状況を報告徴収により把握し、監査事務所の自主的な改善を促す。
- ・ 検査の結果、業務運営が良好でないと認められ、特に早急に改善する必要がある監査事務所については、検査結果の通知と同時に報告徴収を実施し、速やかな改善を促す。

イ 報告徴収における重点項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」を踏まえ、報告徴収の実施に当たっては、以下の項目を共通重点項目とする。特に、中小規模監査事務所に対する報告徴収の実施に当たっては、上場会社監査の担い手として、適切な業務管理態勢・品質管理態勢が構築されているかを検証するとともに、監査の品質の確保・向上に重大な影響を与えるトップの経営方針や収益・財務構造を重点的に把握する。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢（ガバナンス・コードを採用している監査法人については、同コードを踏まえて整備された態勢）の実効性（トップの経営方針や収益・財務構造の把握を含む。）
- ③ 品質管理態勢の実効性

- ④ 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ⑤ 倫理規則の改正への対応状況
- ⑥ 監査資源の確保・育成及び配分（職場環境の整備状況、離職率低減に向けた取組を含む。）
- ⑦ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等
- ⑧ 新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による影響等を踏まえた対応状況
- ⑨ デジタル技術を活用した監査ツールの導入状況（サイバーセキュリティ対策の実施状況を含む。）
- ⑩ 非財務情報に係る保証業務への取組状況

（３）監査事務所に関する情報等の収集・分析等

ア 監査事務所との対話

大手監査法人及び準大手監査法人のトップを含む経営層との間で、引き続き定期的な対話を行っていく中で、各監査法人における最新の業務管理態勢等に関する情報収集を行うほか、当該監査法人及び監査業界の抱える問題等を把握の上、問題認識の共有を図る。また、中小規模監査事務所が監査する上場会社数が増加していることに鑑み、上場会社監査等を担う中小規模監査事務所のうち、比較的大規模な事務所等の経営層との間で、必要に応じて、対話を実施する。

イ 国内外の関係機関との連携

審査会は、金融庁関係部局、協会、金融商品取引所、日本監査役協会等の関係機関のほか、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）、外国監査監督当局、監査事務所のグローバルネットワーク等との意見交換・連携等を強化していく。また、意見交換・連携を通じて得られた情報をモニタリングに積極的に活用していくほか、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析に努める。また、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し、適切な対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を引き続き登用するほか、国際会議等への職員の積極的な参加などを通じて、人材の育成を今後も進めていく。

4 検査基本計画

(1) 共通検証・確認事項

ア 共通重点検証項目

上記「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点検証項目とする。

- ① 監査の品質の向上に向けた監査事務所経営層のコミットメント
- ② 業務管理態勢の実効性
- ③ 品質管理態勢の実効性
- ④ 監査資源の確保、育成及び配分の状況
- ⑤ 監査契約の新規受嘱・解除に係る経緯等（新規受嘱時におけるリスク評価等の適切性、監査実施態勢の整備状況、引継の実施状況を含む。）
- ⑥ 不正リスクに係る監査手続の実施状況
- ⑦ 会計上の見積りに係る監査手続の実施状況
- ⑧ 収益認識に係る監査手続の実施状況
- ⑨ グループ監査に係る監査手続の実施状況
- ⑩ KAMの決定過程や監査上の対応等の記載内容
- ⑪ 経営者等とのディスカッション及び監査役等とのコミュニケーションの実施状況
- ⑫ 「その他の記載内容」に係る手続の実施状況

イ 共通重点確認項目

「2(1)モニタリングにおいて重視する事項」に鑑み、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する検査に当たっては、以下の項目を共通重点確認項目とする。

- ① 品質管理基準等の改訂等への対応状況
- ② 倫理規則の改正への対応状況
- ③ IPO準備会社に対する監査業務等の提供状況
- ④ リスク・アプローチの強化への対応状況

(2) 大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度等

- ・ 大手監査法人については、資本市場における役割の重要性に鑑み、原則として、毎年、検査を実施する（通常検査とフォローアップ検査を交互に実施する。）。
- ・ フォローアップ検査においては、検査先の負担等も勘案し、個別監査業務に対する検証は原則行わず、主として、通常検査での指摘事項

に対する改善施策の運用状況等について検証する。なお、検査に代えて、報告徴収により、改善に向けた取組を確認する場合がある。

- ・ 市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明し、又は疑われるなど、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、上記の原則にとられることなく、機動的に検査を行う。

イ 実施方法

大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

ウ 重点検証項目

大手監査法人には、数千人規模の人員が所属しており、通常、事業部長等によって管理される数百人からなる複数の事業部門のほか、地方を含め複数の事務所が存在している。このような組織において、組織の末端まで品質管理の水準の確保・向上を図るためには、最高経営責任者をはじめとした経営層が強いリーダーシップを発揮するとともに、品質管理部門及び監査の現場に近い各事業部等が、監査の品質の確保・向上に向けた施策の徹底を図る必要がある。大手監査法人においては、本部の品質管理部門等から、より監査の現場に近い各事業部等に品質管理に関する機能の一部を移す傾向がみられており、その結果、監査チームへの改善施策の浸透において、各事業部等が果たすべき役割は増大している。また、一部の大手監査法人において品質管理部門と事業部門を統合するなどの動きもみられ、こうした組織や人事の監査品質への効果・影響についても注視していく必要がある。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ 監査の品質の確保・向上に向けた、トップを含む経営層及び品質管理部門の監査現場（事業部等）に対するけん制機能の発揮
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場における浸透・定着
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況
- ・ IPO 準備段階から監査人として関与していた場合を含め、被監査会社において不適切な会計処理があった場合における監査手続の不備やその原因に係る事後検証及びその後の改善対応の実施状況

(3) 準大手監査法人に対する検査

ア 実施頻度

準大手監査法人については、相当数の上場被監査会社を有し、資本市場において一定の役割を担っている一方、大手監査法人と比べ業務管理態勢や品質管理態勢の整備が十分とはいえない状況がみられることから、原則として3年ごとに検査を実施する。ただし、被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の品質管理態勢を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を行う。

イ 実施方法

準大手監査法人に対する検査においては、モニタリングの効率性・実効性の向上及び監査法人の負担軽減の観点から、引き続き、リモートでの検査を実施していくとともに、必要に応じて対面でのヒアリングも実施する。

ウ 重点検証項目

準大手監査法人については、各法人が品質管理態勢の整備を進めている状況が認められる一方、本部機能の強化が十分でない状況、法人トップの品質管理に係る意識が業容の拡大に追いついていない状況、あるいは、経営執行部以外の社員が品質管理システムの整備・運用に積極的に関与していない状況が認められる。また、問題の根本原因について、自己の業容の趨勢や業務管理態勢などを踏まえた分析が十分に行われていない状況も認められる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 品質管理部門と監査現場（事業部等）との連携の状況
- ・ 品質管理部門による個別監査業務に対するモニタリングの実施状況

(4) 中小規模監査事務所に対する検査

ア 実施頻度

- ・ 中小規模監査事務所については、協会の品質管理レビュー結果のほか、監査事務所の業務管理態勢や上場被監査会社に係る監査上のリスクの程度等を踏まえ、監査事務所の品質管理態勢を早急に確認する必要性を検討する。
- ・ 上場会社監査の担い手としての役割が増大していることに鑑み、中小規模監査事務所に対する検査をより重視した運用を行う。

イ 実施方法

中小規模監査事務所に対する検査においては、検査対象先の電子調書の導入状況等を踏まえ、可能な範囲で、リモート検査を実施していく。

ウ 重点検証項目

中小規模監査事務所については、最高経営責任者の品質管理に対する認識や関与度合いが、品質管理を重視する組織風土の醸成や、法令等遵守・職業倫理の醸成に決定的な影響を与えている場合が少なくない。特に、近時の検査においては、職業倫理の遵守を重視する組織風土の醸成に向けてリーダーシップが発揮されていない状況が認められているほか、最高経営責任者及び品質管理担当責任者が、自らを含む全ての監査実施者における現行の監査の基準に対する理解不足を認識していない、あるいは、品質管理レビュー等での指摘事項に対して、同種の不備の発生を防止するための深度ある原因分析の水準を理解していないといった問題が認められている。さらに、一部の監査事務所には、監査上のリスクの高い上場会社に対する監査業務を適切に実施する態勢が十分でないものもみられる。

上記を踏まえ、本事務年度の検査においては、特に以下の点に着眼して検証する。

- ・ トップを含む経営層の品質管理に対する認識
- ・ 法令・職業倫理を遵守する組織風土の醸成に向けた取組
- ・ 品質管理に関する施策の監査現場への浸透状況
- ・ 地区事務所を含めた組織的な品質管理態勢の整備・運用状況
- ・ 品質管理レビューによる指摘等に対する改善措置の実施状況
- ・ 社員・職員の職業倫理、独立性や法令等遵守に対する認識

(5) 外国監査法人等

外国監査法人等⁷に対する検査先の選定に当たっては、令和3事務年度実施の報告徴収の結果のほか、当該外国監査法人等の監査先である外国会社等に係る監査上のリスク等を考慮する。また、検査の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等を考慮するとともに、検査対象先の外国監査法人等が所属する法域の監査監督機関との間で、事前の協議・調整等を行う。

⁷ 外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者。

5 モニタリング情報の提供

監査の品質の確保・向上のためには、監査事務所や被監査会社の監査役等に検査結果が的確に示されることに加え、モニタリングの成果について広く一般に情報提供し、会計監査への関心や意識を高めていくことが重要である。そのような観点から、モニタリング情報の提供に当たっては、以下の点に留意する。

ア 監査役等への検査結果の伝達

監査事務所に対し、指摘内容等が的確に伝達されるよう、また、被監査会社の監査役等に対して、当該監査事務所の品質管理の水準や業務管理態勢を含む指摘内容等が的確に伝わるよう、引き続き、検査結果の記載内容の充実に努める（なお、検査結果通知書に記載している総合評価に関し、令和3事務年度に着手する検査から、その評価文言等が一部変更されている。）。また、監査事務所が、被監査会社の監査役等に対し、適切に検査結果を伝達しているかについて、引き続き確認する。

イ モニタリングレポート

審査会は、市場関係者等の会計監査に対する理解の深化を目的として、平成28年から、モニタリングの成果等をまとめたモニタリングレポートを公表してきている。当該レポートについては、利用者のニーズも踏まえながら、今後も情報の一層の充実や発信に努めるほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

ウ 検査結果事例集

審査会は、監査事務所における監査の品質の確保・向上を促す観点から、平成20年以降、検査で確認された事例等を取りまとめた、監査事務所検査結果事例集を公表してきており、今後も、監査事務所の改善取組の参考となるよう、最新の事例への入替え等による、記載内容の充実に取り組んでいく。また、引き続き、当該事例集を活用した講演・説明会を全国の協会地域会で実施するとともに、当該事例集の内容について、市場関係者に対する情報発信を積極的に行っていくほか、英訳版の作成・公表を通じて、海外利用者に対する情報発信にも努める。

以上